

ENTRANCE PLEDGE
入門誓約書

事務局記入欄

所属道場(同好会)	
□座管理No	
入会金	円
月会費	円
□座振替開始日	月 日
□座用紙	スポーツ保険

International Karate Organization KYOKUSHINKAIKAN

国際空手道連盟極真会館

Sakamoto group Shihan SHIGENORI SAKAMOTO

坂本派 代表師範 坂本 恵義 殿

年 月 日

signature

署名

印

未成年の場合保護者の方が署名して下さい。

I, the undersigned, upon being permitted to join your dojo, will obey the rules of your dojo, will endeavor to conduct myself in a manner befitting a student even in my daily life, and shall never do anything to bring disgrace upon the dojo. I hereby swear that I shall faithfully fulfill my duty.

私儀今般貴道場に入門許可されました上は貴道場の規程を遵守し、平素の生活においても修業生として恥ずかしくない行動に努め、絶対に道場名を傷つけるような事は致しません。ここに忠実に自己の本分を守る事を誓います。

ふりがな () Name 名前	男・女	ふりがな () Guardian's name 保護者名
Address 現住所 (〒 -)		
Phone no (home) 電話 (自宅) () -		(mobile) (携帯) () -
E-mail address Eメールアドレス <small>※メール連絡網で稽古休みや行事案内を配信しています。迷惑メール設定している方はkyokushin-sakamoto.comを受信可能リストに登録して下さい。詳しくはメール連絡網のご案内を参照してください。</small>		
Date of birth 生年月日 (西暦)	Age 年齢	School year 学年
Occupation 職業	Name of company 会社名	Name of school 学校名
Height 身長 cm	Weight 体重 kg	Note 備考

●入門の目的 (○で囲んで下さい。複数回答可)

1. 体力増強 2. 精神鍛錬 3. 護身 4. ストレス解消 5. 美容と健康
6. ダイエット 7. 試合に出たい
8. その他 ()

●道場を何で知りましたか? (○で囲んで下さい。複数回答可)

1. 看板
2. チラシ (A. 道場前設置 B. その他 ())
3. 紹介 (紹介者名:) 4. 家族が会員
5. インターネット、ホームページ
6. その他 ()

カラー写真
3 x 4 cm1枚貼付
スナップ写真
の切抜可

国際空手道連盟極真会館 坂本派
会員規程 抜粋

第一章 会員資格

本規程に同意し、入門誓約書に署名、捺印後、
入会金と会費を納入した者が、会員資格を得ることができる。

第二章 入会金及び会費

- 一、一旦納入された入会金及び会費は理由の如何を問わず返還されない。
二、入門翌月以降の会費は原則的に道場指定の集金代行業者を介し、
会員指定の銀行口座から毎月定期的に振替を行なう。

第三章 休会及び退会

- 一、休会とは、1ヶ月以上稽古に参加することができない場合をいう。
二、休会及び退会する場合は、前月20日までに所定の届出用紙に記入
捺印して提出しなければならない。
三、休会期間中の月会費は、1,000円(税別)とする。
四、1ヶ月以上稽古を休んだ場合でも休会届けが提出されていない
場合は、月会費を支払わなければならない。
五、月会費を三ヶ月以上無断で滞納した者は、未納額を精算した上で
退会処分となる。

- 六、無届で稽古を1年以上休んでいる者は、未納額を精算した上で
退会処分となる。

第四章 除名

- 一、本規約、その他道場が定める規則に違反した時は、除名処分とする。
二、本道場の名を傷つけ秩序を乱した者は、除名処分とする。

第五章 会員証

- 一、全会員に対し会員証を発行する。
二、会員証を有しない者は、本連盟主催・公認審査会、競技会等に参加できない。
三、会員は道場を退会又は除名された場合、会員証を返還しなくてはならない。
四、会員証には有効期間があり、3年毎に更新料を納め更新手続きを行わなくては
ならない。

第六章 付則

- 一、稽古には十分安全を期しているが、万一稽古中に怪我をした場合、
応急手当はするがそれ以上の責任は無いものとする。
二、全会員はスポーツ安全保険に加入しなければならない。